第十条

両締約国政府の間で送付されている間の秘密軍事情報の秘密保持に関する最低限の義務は、次のとおりとする。

a　文書その他の媒体の形態をとる秘密軍事情報

(i)　秘密軍事情報は、封印された若しくは不正な開封を表示する封筒に封入された別の封印された若しくは不正な開封を表示する封筒又は秘密保持袋に封入された封印された若しくは不正な開封を表示する封筒に入れて送付される。当該封入された封筒には、当該文書その他の媒体の秘密指定及び受領予定者の属する組織の住所のみを記載し、外側の封筒又は秘密保持袋には、当該受領予定者の属する組織の住所、発送者の属する組織の住所及び適当な場合には登録番号を記載する。

(ii)　封入される文書その他の媒体の秘密指定は、外側の封筒又は秘密保持袋には表示してはならない。

(iii)　秘密軍事情報を含む包みのために受領証が用意される。封入される秘密軍事情報の受領証は、受領締約国政府の最終の受領者により署名され、提供締約国政府の発送者に返送される。

b　装備の形態をとり、又は装備に含まれる秘密軍事情報

(i)　秘密軍事情報は、その内容が識別されることを防止するために、封印され、かつ、被覆された輸送手段により送付され、又は確実に包装され、若しくは保護されるとともに、許可されていない個人によるアクセスを防止するために、継続的な管理の下に置かれる。

(ii)　秘密軍事情報は、発送を待つ間、当該秘密軍事情報の秘密指定の水準に応じた保護を与える保護された保管区域に置かれる。必要な水準の秘密軍事情報取扱資格を有する許可された個人のみが、当該装備にアクセスを有するものとする。

(iii)　受領証は、秘密軍事情報が送付されている間にその管理者が変わる場合にはその都度及び秘密軍事情報が受領締約国政府の最終の受領者に引き渡される場合に取得される。全ての受領証は、提供締約国政府の発送者に返送される。

c　電子的送付

(i)　秘密軍事情報は、送付されている間、該当する秘密指定の水準に照らし適当な暗号を使用することにより保護される。送付済秘密軍事情報の処理若しくは保管又は秘密軍事情報の伝達を行うための情報制度の基準は、当該情報制度を採用する締約国政府の適当な当局により、秘密保持に関する認定を受ける。

(ii)　受領締約国政府は、送付済秘密軍事情報の受領についての記録を保持する。この記録は、提供締約国政府が要請した場合には、提供締約国政府に提供される。

第十一条

各締約国政府は、送付済秘密軍事情報が保管されている全ての政府の施設の保安に責任を有するとともに、各施設について、送付済秘密軍事情報の管理及び保護の責任及び権限を有する政府職員を指名することを確保する。

第十二条

受領締約国政府は、第七条及び第十六条の規定に従ってアクセスを許可された個人のみがアクセスすることが確保されるような方法により、送付済秘密軍事情報を保管する。

第十三条

破壊することとされている送付済秘密軍事情報は、受領締約国政府の国内法令に従い、当該送付済秘密軍事情報の全部又は一部の復元を防止する方法により破壊される。

第十四条

受領締約国政府は、文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密軍事情報を複製する場合には、これに付されている全ての原本の秘密指定の表示についても、複製し、又は各複製物に表示する。受領締約国政府は、このような複製された送付済秘密軍事情報を、送付済秘密軍事情報の原本と同じ管理の下に置く。受領締約国政府は、複製物の数を公用の目的のために必要とされる数に限定する。

第十五条

受領締約国政府は、送付済秘密軍事情報の翻訳が、第七条及び次条の規定に従って必要な水準の秘密軍事情報取扱資格を有する個人により行われることを確保する。受領締約国政府は、翻訳の複製物の数を最小限にとどめるとともに、その配布を管理する。当該翻訳には、原本の秘密指定に対応する受領締約国政府の秘密指定を付すものとし、かつ、当該翻訳が送付済秘密軍事情報を含むことを示す適当な注釈を当該翻訳を作成した言語により付すものとする。受領締約国政府は、当該翻訳を送付済秘密軍事情報の原本と同じ管理の下に置く。

第十六条

受領締約国政府は、送付済秘密軍事情報を契約者に対して提供する前に、自国の国内法令に従い、次のことを確保するために適当な措置をとる。

a　いかなる個人も、階級、地位又は秘密軍事情報取扱資格のみにより、送付済秘密軍事情報へのアクセスを認められないこと。

b　契約者の施設が、該当する秘密指定の水準において送付済秘密軍事情報を保護する能力を有すること。

c　職務上送付済秘密軍事情報へのアクセスを必要とする全ての個人が、必要な水準の秘密軍事情報取扱資格を有すること。

d　秘密軍事情報取扱資格の付与が、第七条2に規定する方法と同様の方法により行われること。

e　送付済秘密軍事情報へのアクセスが、職務上当該アクセスを必要とする個人に限定されること。

f　送付済秘密軍事情報へのアクセスを認められる個人に関して、第七条3に規定する基準が満たされていることを保証するために、適当な手続が実施されること。

g　送付済秘密軍事情報へのアクセスを有する全ての個人が、送付済秘密軍事情報を保護するための自己の責任について通知されること。

h　受領締約国政府が、送付済秘密軍事情報がこの協定の関連する規定において求められている方法と同様の方法で保護されることを確保するために、送付済秘密軍事情報が保管され、又は送付済秘密軍事情報へのアクセスが行われる契約者の各施設において、最初の及び定期的な保安検査を実施すること。

i　秘密軍事情報取扱資格を有し、かつ、送付済秘密軍事情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿が、契約者の各施設において保持されること。

j　送付済秘密軍事情報の管理及び保護の責任及び権限を有する個人が、契約者の各施設において指名されること。

k　送付済秘密軍事情報が、第九条及び第十条に規定する方法と同様の方法により送付されること。

l　送付済秘密軍事情報が、第十二条に規定する方法と同様の方法により保管されること。

m　文書その他の媒体の形態をとり、又は装備の形態をとり、若しくは装備に含まれる送付済秘密軍事情報が、第十三条に規定する方法と同様の方法により破壊されること。

n　文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密軍事情報が、第十四条に規定する方法と同様の方法により複製され、及び管理の下に置かれること。

o　送付済秘密軍事情報の翻訳が、前条に規定する方法と同様の方法により行われ、かつ、取り扱われること。

第十七条

1　提供締約国政府は、送付済秘密軍事情報のあらゆる紛失又は漏せつ及び紛失又は漏せつの疑いについて直ちに通知され、受領締約国政府は、状況を特定するために調査を行う。

2　1に規定する調査の結果及び再発を防止するためにとられる措置に関する情報は、提供締約国政府に対して書面により提供される。

第十八条

権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定に従属し、送付済秘密軍事情報の取扱いに関する補足的な規定を定める実施取決めを相互に決定することができる。

第十九条

1　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に協議する。

2　この協定及び実施取決めの解釈、実施又は適用に関するいかなる事項も、友好的にかつ両締約国政府の間の協議又は交渉によってのみ解決されるものとする。